

## 学位博士審査要旨

王 曉 濱

# 「中国古代司法制度の主な特徴及び 現代司法に対する影響」

審査委員 主査 久 岡 康 成  
副査 上 田 寛  
大 平 祐 一

### 〔論文内容の要旨〕

本論文は冒頭の 前書 において述べられているように、中国古代司法の沿革と特徴をさぐり、それらの中国の現代司法に対する影響を論じたものであり、第一部中国古代（から清末期までの）法と司法制度、第二部近代司法制度、第三部当代の司法制度、第四部古代司法伝統が近代司法に与えた影響、に分けて論じられている。

(一) 本論文の第一部中国古代（から清末期までの）法と司法制度は、本論文の第一章から第六章を構成している。その内容は、まず、第一章中国古代法、刑、律の主要な特徴において、中国古代法の主要な特徴を「刑を主とする」法律であるとした上で、第二章中国古代の司法制度の歴史的な沿革で、夏・商、西周、春秋戦国、秦、漢、三国両晋南北朝、唐、宋、元、明、清の各時代における司法制度を概観している。ついで、第三章および第四章は、中国古代司法制度の主要な特徴として、1. 司法権利の集中統一、2. 審判者の自発的追究及び審判官の責任の追究、3. 控訴への強請と制限、誣告への反坐と自首の減免及び審判中の拷問等による自白の強要、4. 上訴、再審、秋審、及び死刑再審理が審判との分立制度、5. 「春秋決獄」、非「罪刑法定主義」、6. 調停息訟を指摘したうえで、第五章中国古代法及び司法の特徴の源を論じ、さらに第六章中国古代法と司法制度研究に対する幾つかの感想において、見解を明らかにしている。

(二) 本論文の第二部の近代司法制度は、本論文の第七章から第十章を構成している。

その内容のうち、第七章清朝末年の司法改革は、1840年アヘン戦争以後、外国資本主義の侵入により、自給自足の自然経済基礎が破壊され、商人、地主及び官僚の

近代工業への投資等により、社会経済構造に明らかな変化が起き、資本主義要素の発展が刺激されるとともに、他方では半殖民地的な状況が生じた清朝末年の中国における、清朝政府の政治法律と司法制度の対応、改革を検討している。その整理に依れば、清朝末年の司法制度の特徴は、外国領事裁判権の確立と清朝専制政治の維持のための法制及び司法改革であり、後者の具体的内容として、1908年憲政編查館により制定された『欽定憲法大綱』、『大清民律草案』、『大清商律草案』、『刑事訴訟律草案』、『民事訴訟律草案』、『各級審判庁試辦章程』と『法院編制法』等の法律であった。これらの法律は西欧諸国の法制を参照したもので、罪刑法定主義の原則や契約自由の原則の採用、司法制度の分野での司法と行政の分立体制の確立を含んでいた。

第八章は、辛亥革命時期の司法制度であり、孫中山により指導された司法制度改革及び南京臨時政府の司法制度、北洋政府の司法制度を論じている。

辛亥革命は中国2000年以上の封建君主専制統治を終息させ、中華民国を設立した。孫中山を臨時大總統とする中華民国（南京）臨時政府は資産階級民主共和制を押し進め、それが存在する三ヶ月という短い時間の内に、多くの資産階級民主精神を持つ法律、法令を制定し、公布した。公布された『中華民国臨時約法』が立法、行政及び司法の「三権分立」原則を確立し、国家機構は参議院、臨時大總統、副總統、國務員及び法院からなるものであった。法院は審判権を行使し、そして、法官の独立審判、法官終身制などの司法原則を確立し、公開審判、弁護士弁護などの司法制度を実行した。1912年3月、南京臨時政府は相次いで自白の強要や体罰を禁止する『禁止刑訊分』、『大總統令内務司法部飾所屬禁止体罰文』を公布した。南京臨時政府はわずか三ヶ月余りしかもたなかったが、中国に初歩的な資産階級の法律制度と立法原則を打ち建てた。これは中国で初めて本格的に誠意をもって西側司法制度に接近する試みでもあった。辛亥革命後の南京臨時政府がわずか3ヶ月後に袁世凱によって覆された後、1912年に孫中山が南京で臨時約法を公布し、袁世凱が北京で臨時大總統に就任したことを宣言することにより、北洋政府の時代がはじまった。北洋政府の司法は大陸法系統の体系を採用し、一方、その制度は清朝末期の旧制をほぼ踏襲したものであった。この系統からみれば、普通、兼理、平政、軍事の4つに分けられる。北洋時期の司法制度の主要な特徴は、形式上西側の司法制度をまねた点と、従来の司法制度の踏襲ということである。

第九章は国民党時代の司法制度であり、広州、武漢の国民政府の司法制度、南京国民政府の司法制度に分けて論じられている。1916年の袁世凱の死後、孫文に指導された「護法戦争」（1917年）をへて、武漢国民政府期（1925年から1927年）が成

立し、さらに1927年から1949年までの22年間の間は、蒋介石により率いられた国民党による南京国民政府（「中華民国国民政府」）の時代であった。

広州、武漢国民政府は、その時期は短かったが、中央から地方まで一連の比較的完全な司法機関を迅速に設けた。『湖南省行政大綱』、『河南省政府組織条例』、『新司法制度』と『司法行政計画及び政策』等の法令を公布して、当時の公安機関と司法機関を含む司法機関の編制と職権等の内容について詳細に規定したのである。武漢国民政府の司法改革は清朝末の制度の改革により遺留して来た旧裁判所の名称と体系、裁判官の不党、裁判と検察を分立にさせる等の制度を取り除いて、その代わりに新しい裁判所の名称と裁判体系、裁判官の黨員制、裁判と検察の合一、集団指導等の司法原則に変わり、また參審陪審制度を創り出して、中国現代司法制度の発展を推進するものであった。

南京国民政府の組織は、形式上は孫文の「権能分治」と「五権憲法」の学説に応じたものであった。すなわち、『中華民国国民政府組織法』は、国民政府が中華民国の治権を総覧し、国民政府を行政院、立法院、司法院、試験院、監察院の五院で構成すると規定していた。南京国民政府の司法の主な執行者は地方から最高法院までの各種法院であったが、最高法院の上には司法院が存在しており、司法院の院長は総統が任命し、司法院院長は最高法院院長を兼任し、組織上各級各種の法院をコントロールした。また、1947年の『中華民国憲法』の第77条、第78条、第114条、第115条と第132条の規定によれば、司法院の職権は主に公務員に対する懲罰、憲法及び法律命令の解釈等であった。なお、南京政府が司法の検査体制上実施したのは審検合一制で、北洋軍閥政府が設置した各級検察庁を取り消した。各級検察組織は法院内に置かれた。

第十章は、新民主主義革命時期における根拠地の人民司法制度であり、工農民主政権の司法制度、抗日民主政権の司法制度、解放戦争時期の人民民主政権の司法制度、人民民主政権、抗日革命根拠地と解放区の調停制度、に分けて論じられている。その大要は、本論文によれば次のようである。

中国革命は、新民主主義段階と社会主義段階に分かれることができるとされている。1921年に中国共産党が成立した後、それが指導した新民主主義革命の闘争の中で、革命政権の樹立に伴い、人民の裁判機構は次第に確立し始めた。新民主主義革命段階において、一口に言えば、中国国内で二つの政権が並存していた。即ち、国民党により指導される南京政権と共産党により指導される根拠地の新民主主義政権である。新民主主義革命根拠地政権の法律制度は大要次のように分けることができる。創立期（1927—1937年、第二次国内戦争の時期）、形成期（1937—1945年、抗

日戦争の時期）、発展期（1945—1949年、人民解放戦争の時期）である。

しかし實際上、第一次国内革命戦争時期の工農運動において審判機構が既に生まれ、例えば広東省の港湾のストライキ委員会が設置した共同審判所、特別法廷、軍事裁判所、湖南省のソビエト区での土豪や地方の悪質な権勢家に対する特別法廷等々は、人民民主政権の審判機構の萌芽と言える。第二次国内革命戦争中の1931年11月に中華ソビエト共和国臨時中央政府が江西省の瑞金に成立した後、中央では臨時最高法廷（後に最高裁判所に改めた）を設け、地方では省、県、区の三級の裁判機関を設け、四級兩審制を実行し、それとは別に赤軍の中に軍事裁判所を設けた。前世代前からの無産階級の革命家、中国共産党の創始者の一人であった何叔衡、董必武は前後して臨時最高法廷の主席と最高人民法院院長を担当した。

抗日戦争時期に、抗日民族統一戦線の必要に応じて、裁判機構に相応な変化があり、且つ大変大きな発展があった。陝西甘肅寧夏辺境地域を例にとると、県に司法処を設け、延安市に地方裁判所を設け、辺境地域には高等裁判所を設けて二級二審制を実行した。1942年8月から1944年2月にかけて三審制を実行したことがあり、即ち陝西甘肅寧夏辺境地域専門の裁判委員会を成立させ、辺境地域の高等法院が二審判決に不服で上訴する案件を受理した。1943年、大衆の訴訟を便利にするため、辺境地域が所轄する各分区に高等法院分廷を設けた。その他の抗日戦争の民主根拠地、例えば晋（山西省の略称）冀（河北省の略称）魯（山東省の略称）豫（河南省の略称）及び晋察冀等辺境地域の審判機構も大体同じであった。

解放戦争時期の審判機構は、大体抗日戦争時期の体制を踏襲したものであったが、新たな発展もあった。例えば土地改革中に設立した人民法廷、新解放区の都市の軍事管制委員会が設立した軍事法廷であった。解放区の絶え間ない拡大に伴い、次第に大行政区、省（行署）、県の各級の審判機構を確立し、1948年正式に人民法院と総称した。

解放区の人民裁判機関は中国共産党の路線、方針、政策に従って、審判工作の中で「法律の前で人々は平等である」という原則を堅持し、刑具を使って自白させることを厳禁し、証拠を重んじ、調査研究を重んじる原則を実行した。例えば、1937年10月に陝西甘肅寧夏辺境地域の高等法院が公開審査し処理した黄克功殺人案件は、公正、平等の原則的立場を具体的に表したものであった。

解放区の人民審判機関は長期の審判実践の中で、人民に依存し、人民に便宜をはかる一連の審判制度を徐々に創立した。主に公開審判制、現地裁判、巡回裁判、調停制度等々であった。公開審判制は一般的に反革命案件と重大な刑事案件に適用し、司法機関により広汎に大衆の意見を聞き取った上で、大衆大会或は大衆代表会を召

集して共同審判を行った。法廷が法院院長又は裁判官により裁判長を担当し、裁判長と関連した機関が推選した若干の陪審員とで組成し、検察幹部又は保安処の幹部を公訴人とした。先に公訴人により公訴を提起し、その後、法廷は被告人を取調べ、証人を尋問し、証拠を照合し、大衆の代表が発言して、最後に法廷は評議し、判決を宣言した。この種の司法機関と大衆が互いに結合した審判制度は、大衆の意見を集中し、罪に適合的に定めた刑を量るのに有利なばかりか群衆の階級意識と法を守るという観念を高めて、革命の裁判制度で敵を威嚇し、大衆を教育するという役割を十分に発揮することに有利であった。

現地審判と巡回審判は人民が訴訟をおこすのに便宜を与えた二つの裁判方式であり、前者は初審機関がある一つの案件について調書を持って農村に行き、案件の発生した場所で現地調停或は公開裁判を行なった。後者は各級の裁判機関が巡回法廷を組織し、計画的に案件を持って当地へ赴き、裁判を行なった。巡回審判は第二次国内革命戦争時期にすでに行われていた。抗日戦争時期に、各解放区ですでに広汎に推し広められた。陝西甘肅寧夏辺境地域の高等法院及びその分廷が二審案件に対し巡回裁判を実行し、事情が複雑な案件或は当事者がいつまでも纏わり付く案件を迅速、正確に処理し、且つ案件の処理を通じて、下級審判機関の工作を検査し改良した。晋西北行政公署は経験を纏めることにより、1942年3月『巡回審判方法』17条を制定した。その中には次のように規定した。裁判機関が巡回審判をする時、大衆が告知した時間通り訴訟に来るように、事前に裁判の案件、期日と道程を幅広く貼り出し告知しなければならなかった。

中国共産党によりリードされる司法制度は、人民司法制度と呼ばれた。人民司法制度の発生と発展は、また中国近代革命運動の歴史の発展と密接に関連している。それは、人民政権の建設に伴って建てられ、革命の発展に連れて発展したのである。新民主主義革命の時期において、中国共産党によってリードされ、武装闘争に通じて、農村革命根拠地を開闢され、人民民主政権を建てられたのである。それと同時に、関連法律、法令と条例が制定され、人民司法制度が建てられた。人民司法制度は、革命根拠地の強固、人民民主政権の保衛、大多数人民の利益の保護、革命秩序の維持、革命戦争が勝利へ促進される等のことに対して、重要な役割を果たし、且つ、中国共産党は全国の勝利の後、全国で人民司法制度を建設することにも基礎を作ったのである。

(三) 本論文の第三部の現代の司法制度は、本論文の第十一章から第十七章を構成している。その内容は、第十一章新しい中国建立後から文化大革命が終わるまでの司法制度(1949年-1976年)、第十二章中国人民司法制度の新時期(1977年から現

在まで）、第十三章公安機関の司法実践における地位、第十四章人民検察院の性質と機能、第十五章人民法院の性質及びその職能、第十六章その他の関連制度と専門組織　人民調停制度を中心に、第十七章弁護士と弁護士制度、である。

本論文の、第十一章新しい中国建立後から文化大革命が終わるまでの司法制度（1949年　1976年）によれば、中華人民共和国の成立（1949年）により、中国革命は一つの新たな歴史時期、即ち社会主義革命と社会主義建設の時期に入ったのであるが、この時期の前半、すなわち新しい中国建立後から文化大革命が終わるまでは（1949年　1976年）、中国の法律制度と司法制度は、確立、発展を経て迫害にあう激動の時期であった。

まず、中国建国初期の司法制度についてみれば（1949年　1954年）、『中華人民共和国中央人民政府組織法』により、中央には最高人民法院、最高人民検察署、公安部と司法部を設けられ、国家の審判、検察、偵察と司法行政の職権がそれぞれ行使されていた。大規模な経済建設を進めるための「三反」「五反」運動（1951年）が展開されている段階では、政務院政治法律委員会、司法部、法制委員会、最高人民法院、最高人民検察署が、中央の五つの政治法律機関として、共同して地方を指導していたとされている。

次に、1954年憲法公布後の人民司法制度（1954年　1957年）においては、1954年9月20日に中華人民共和国の第一回全国人民代表大会の第一次会議で社会主義憲法が可決制定され、同時に『中華人民共和国人民裁判所組織法』『中華人民共和国人民検察庁組織法』（「二法」と呼ばれるを制定された。また同年12月に、全国人民代表大会常務委員会の第三次会議で『中華人民共和国逮捕拘留条例』が可決された。

その後中国は、全面的社会主義を建設し始める時期（1957年　1966年）に入っていくわけであるが、この時期における司法制度は、時代の要請に相応しつつ、紆余曲折を経ながら何とか前進した時期である。今日からみると、この時期の後退的な現象としては、「公安、検察、法」機関を統合した「政法公安部」が合同して案件を扱う方式、前進的現象としては1961年以降の司法、法制の回復の諸活動がある。

さらに中国は、その後1966年から1976年にかけて「文化大革命」の時期を経験することになるが、その中で「公、検、法機関を叩き壊す」というスローガンが提唱され、例えば、現実には1969年には検察機関が廃止され、それが1975年の全国人民代表大会第一次会議では憲法の修正26条として追認されている。検察機関の職権は公安機関が行使するとされたのである。また、文化大革命の後半1973年には、北京市、吉林省、山東省などの高級人民法院で、民事審判手続きが総括され、党組織が裁判に直接関与、指導することを規定したりしている。

本論文の、第十二章中国人民司法制度の新時期(1977年から現在まで)は、1976年の文化大革命が、「四人組」が打ち砕かれたことと、中国共産党の十一回三中全会により終止符を打ち、社会主義市場経済の建設、及び法治国家へ歩み始めの新しい時期が始められた後の司法制度について論じ、また司法制度の意義を論じている。本論文によれば、文化大革命後の混乱を是正した後の現代中国の司法制度は、法と司法制度の階級性の確認、法と司法制度の国体(人民民主制)、政体(人民代表大会制)に対する従属性の確認、司法組織と国家行政組織の統一性の確認を特徴として、現時点においては伝統的な主流の見方として、司法制度を広範にとらえ、いわば司法と執法を混合させたような範囲の概念としてとらえられているとする。

そうして本論文は、このように司法制度を広範にとらえ、いわば司法と執法を混合させたような範囲の概念としてとらえるという立場から、第十三章公安機関の司法実践における地位、第十四章人民検察院の性質と機能、第十五章人民法院の性質及びその職能、第十六章その他の関連制度と専門組織 人民調停制度を中心に、第十七章弁護士と弁護士制度と、中国の現代の司法制度について詳しく論じている。

(四) 本論文の第四部の、古代司法伝統の現代司法に与えた影響は、本論文の第十八章から第二十二章を構成している。その内容は、第十八章中国古代法律伝統の基礎、第十九章中国法律伝統中の国家主義傾向及び現代司法における形式の表現、第二十章司法の独立と権力の統一集中；検察機関、人民代表大会、党の委員会、党の紀律検査委員会に対する司法の干渉、第二十一章古代法律伝統の現代司法に対するその他の影響、第二十二章総括：人治、徳治、法治との結合、である。

まず、本論文の第十八章中国古代法律伝統の基礎は、本論文第一部中国古代法と司法制度の検討を基礎に、中国伝統法律文化の基本内容を、礼治の法律文化伝統、人治の法律文化伝統、そして徳治の法律文化伝統の三つの方面から総括することができる。また、第十九章中国法律伝統中の国家主義傾向及び現代司法における形式の表現で検討するように、他方では、中国法律伝統中には国家主義傾向があり、それは現代司法において影響ももっているのである。

ついで本論文は、中国法律伝統との関わりで、第二十章司法の独立と権力の統一集中；検察機関、人民代表大会、党の委員会、党の紀律検査委員会に対する司法の干渉、において司法の独立について立ち入った検討を行ったのち、第二十一章において古代法律伝統の現代司法に対するその他の影響について論じ、最後に第二十二章において、まとめとして「総括：人治、徳治、法治との結合」を論じている。

### 〔論文審査の結果の要旨〕

(一) 本論文のねらいは、既に、著者みずから 前書 において述べているように、中国司法制度の歴史について、従来、中国内外の法学者による多くの研究を整理、引証して研究し、法制度を中心に、中国古代司法の沿革と特徴やこれらの特徴を生み出す原因、及び中国の現代司法に対する影響を探求し、現代中国における司法制度の改革への提言をしようとするものであるが、本論文は、まず、提言の根拠となる、中国司法の歴史と近時の状況について、これまで十分に理解されず整理されていなかった事項について、丹念な資料収集、文献検討をおこなって、わが国及び中国における司法制度論、裁判学に従来知られていた事実新たな知見を加え、その論議の前進に貢献している。

本論文は、中国司法制度の歴史を、中国での国家成立期たる夏商の時代のから清朝の時代までの中国古代法の司法制度、アヘン戦争（1840年）から中華人民共和国の建国（1949年）までの中国近代法の司法制度、中華人民共和国の建国（1949年）から文化大革命の終結（1976年）までの動揺と変遷期、文化大革命終結（1976年）の新時期からなる中国現代法の司法制度にわけて、分析している。この時期区分は、従来から一般的法学史或いは近代、現代史の区別において用いられてきた時期区分とは異なるものがあるが、中国古代司法制度の現代司法に対する影響を課題とする本論文においては、西側諸国やソビエト連邦の法制度との接点が多い、アヘン戦争（1840年）から中華人民共和国の建国（1949年）までの時期を中間に取り出す時期区分として、実際的な工夫といえることができる。

本論文の第一部中国古代法と司法制度では、夏・商の時代から清末期までの司法制度が、中国古代法の枠内あるものとして、中国古代法および司法制度が論じられているが、「刑を主とする」法律としての中国古代法と、独立的・専門的な審判機関とその担い手の不在という特徴をもつ司法制度のもとで、現実の中国古代法および審判制度の運用のなかでは、生命にかかわる「盗案重案」の裁判と「州県自理」の裁判があったことを指摘しており、後者は「礼」にもとづく「人治」として行われてきたことが指摘されている。現代司法への影響を論じ、継承すべきものを探求する本論文の視点より重視された指摘である。第四章第六節における調停息訟の検討も貴重である。

本論文の第二部近代司法制度は、中国古代法および司法制度と対照的な、外国法、西欧諸国法及びソビエト法の摂取が、中国の伝統法ことに封建的側面の残存との関係で論じられている。本論文の立場からみれば、今後の中国現代司法を構築する上

での参考という位置づけになるが、その内容自体は詳細入念で、わが国学界にとっては多くの新たな知見を提供している。

本論文の第三部、現代の司法制度は、第一二章で論じた現代中国の司法制度の特徴、法と司法制度の階級性の確認、法と司法制度の国体（人民民主制）、政体（人民代表大会制）に対する従属性の確認、司法組織と国家行政組織の統一性の確認や、司法制度を広範にとらえ、いわば司法と執法を混合させたような範囲の概念とする立場に立脚しつつ、西側先進国の法治経験を参照しながら、系統的、安定的な司法制度を建設しようとする力を入れている現代の中国の状況が、総括的かつ詳細に論じられている。その検討は、例えば第十七章弁護士と弁護士制度において、2002年3月末に実施予定の中国初の統一司法試験法の検討にまで及ぶなど、きわめて最新かつ広範な資料の調査に立脚したものである。

(二) 本論文は、第四部の古代司法伝統は現代司法に与えた影響において、中国現代司法の性格を論じ、かつ今後の方向を提言している。そこで論じられている古代司法伝統が現代司法に与えた影響の有無の判定、その評価については、今後の論議が必要と思われるが、現実の中国の法制度、司法制度の理解のため、また今後の構築のための重要な視点の指摘である。本論文第二部で検討された、外国法、世界各国の法への視点を前提にしてのこのような立場は、高く評価できる。

また、本論文第四部の、第二十章司法の独立と権力の統一集中；検察機関、人民代表大会、党の委員会、党の紀律検査委員会に対する司法の干渉は、中国法律伝統との関わりで、司法の独立について検討されたものであるが、その検討は立ち入ったものであり、新たな知見を提供するとともに、この問題が持つ中国司法制度における重みをよく示している。この検討の中にみられる、司法の独立の問題を検討する姿勢、これを中国法律伝統との関わりで論じる構想はきわめて興味深い。

なお、具体的な中国法律伝統としても、第二十一章古代法律伝統は現代司法に対するその他の影響で検討されている、調停制度、死刑再審制度・死刑執行猶予制度など、きわめて興味のある制度である。

#### 〔試験または学力確認の結果の要旨〕

学位請求者は、立命館大学大学院法学研究科博士課程の必要単位を修得しており、その学力につきこれをみとめることができる。また、本件学位請求論文審査のため2001年11月9日に開催された公開研究会において、本論文に沿って報告がなされ、活発な質疑応答がおこなわれて、おおむね前記の論文審査の結果と内容の一致する高い評価が得られた。なお、学位請求者は、中国および日本で律師および外国人事

中国古代司法制度の主な特徴及び現代司法に対する影響（王）

務弁護士として活躍し、その活動により中国で高い評価を得ている留学生たる社会人院生である。

以上のことより、本学位請求者は課程博士の学位を授与するにふさわしい者であると判断する。